

【保守管理等】

令和4・5・6年度 魚沼市保守管理等業務入札参加資格審査申請要領

魚沼市が発注する「保守管理等業務」に係る一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の協議に参加を希望される方は、次の要領により入札参加資格審査申請書類を提出してください。

有効期間ごとに申請が必要です。

1 資格審査の申請をすることができる方

魚沼市保守管理等業務入札参加審査規程で定める競争入札等に参加することができる者の要件を満たす者【例】

- ・営業に関し許可、認可等(以下「許認可等」という。)を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- ・市税等について未納のない者 等

2 受付期間及び提出先等

1. 定期申請:令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)17時まで(※郵送必着)
2. 随時申請:令和4年2月1(火)日以降
3. 提出及び問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症予防のため、原則郵送での提出をお願いします。

(持参でも受領しますが、その場で審査は行いません。書類のみの受領になります。)

↓キリトリ

↓キリトリ

〒946-8601
新潟県魚沼市小出島910番地

魚沼市役所 本庁舎
総務政策部 財務課 契約係 宛

↑キリトリ

↑キリトリ

【提出先】

郵送用ラベルとして任意にご利用ください。

提出書類・2

提出書類・1
連絡票及び
提出書類一覧表

新型コロナウイルス感染症予防のため、原則郵送での提出をお願いいたします。

提出する書類にチェックを入れた連絡票を一番上にして、書類番号順に紐綴りして提出してください。※A4・長辺綴り

【問い合わせ先】 TEL : 025-792-9205 (平日 9:00～17:00)
FAX : 025-792-9500 E-mail : keiyakukensa@city.uonuma.lg.jp

【保守管理等】

3 資格審査の有効期間

1. 定期申請をされた方:令和4年4月1日から令和7年3月31日まで
2. 随時申請をされた方:審査後名簿に登載された日(令和4年5月1日以降)から令和7年3月31日まで

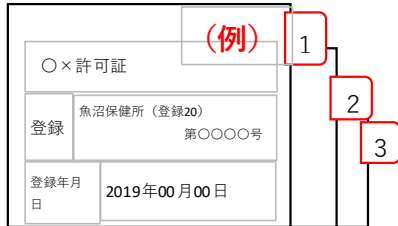
4 提出書類等

※市内業者とは魚沼市内に主たる営業所を有する業者をいい、市外業者とは市内業者以外の業者をいいます。

○:必ず提出してください(記入する事項がない場合も、白紙のまま提出してください)。

△:該当がある場合、提出してください。




×:提出する必要はありません。

書類番号	市内業者※	市外業者※	個人	様式名・表題・添付書類名等	備考
1	○	○	○	連絡票及び提出書類一覧表	・日付等を記入し、提出する書類にチェックを入れて、 書類の一番上に付して 提出してください。
2	○	○	○	【様式第1号(第3条関係)】保守管理等業務入札参加資格審査申請書(兼入力票)	
3	○	○	○	【別紙1】	2枚とも提出してください。種目名が「その他」の場合のみ、具体的な業務内容を記入してください。
4	○	○	○	【別紙2】	該当がない場合でも空白のまま提出してください。
5	○	○	○	【別紙3】	3. 営業許可一覧表 に該当がある場合は、証する書類の写しを「書類番号9」として提出してください。
6	○	○	×	商業登記簿謄本 ※写し可	申請日前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
7	○	○	×	直近営業年度の財務諸表 ※写し可	貸借対照表、損益計算書等。書類番号5【別紙3】「経営状況等」の記載内容と照合できるもの
8	×	×	○	直近営業年度の確定申告書、青色申告書及び貸借対照表、又はこれに準ずるもの ※写し可	個人事業主の場合は提出してください。
9	△	△	△	営業許可等証明書類 ※営業許可一覧表の番号を記入したインデックスを付けること。 	・書類番号5【別紙3】3. 営業許可一覧表に記載がある場合は、それを証する書類を提出してください。 ・書類には、営業許可一覧表の番号を記載したインデックスを付し、番号順に並べて提出してください。
10	○	△	○	魚沼市の納税証明書(未納のない証明) ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ※写し可	・市内業者及び市税の納税義務のある者が提出してください。 ・魚沼市税務課で発行しています。 ※魚沼市役所で交付を受ける場合は、事前に必要書類等を確認しご用意ください。 納税証明書に関するお問い合わせは税務課(TEL025-792-9751)まで お願いします。

【保守管理等】

提出書類	市内業者※	市外業者※	個人	様式名・表題・添付書類名等	備考
11	○	○	○	法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明） ※申請日前3ヶ月以内に発行されたもの ※写し可 <u>※納付書の写しは不可とします。</u>	・発行は税務署になります（魚沼市役所ではできませんのでご注意ください）。 ・個人の場合：所得税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の2」 ・法人の場合：法人税と消費税及び地方消費税用は納税証明書「その3の3」 ・該当がない場合は提出不要です。
12	○	○	○	暴力団等の排除に関する誓約書	「魚沼市暴力団排除条例」の施行に伴い「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出してください。
13	○	○	○	特定関係調書 ※該当がない場合でも提出が必要です。	「魚沼市特定関係にある資格者同士の入札参加制限基準」の施行に伴い「特定関係調書」を提出してください。該当がない場合は「なし」に○をつけて提出してください。
14	×	△	×	委任状	支店等に入札、契約等を委任する場合は提出してください。

5 様式ダウンロード等

提出書類等の番号	QRコード	備考
1から5、12から14、〒※郵送用の宛名ラベル		各様式ごとにエクセルのシートになっています。ダウンロードしてご利用ください。 <u>※紙の様式は財務課窓口で配布しております。</u>
10魚沼市の納税証明書（未納のない証明）		窓口申請では身分証明書や社印等、必要事項等があります。必ず事前に担当課に確認の上お越しく下さい。※魚沼市税務課 025-792-9751
11 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（未納税額のない証明）		市役所では取得できません。 管轄の税務署やオンライン等で取得願います。 ※小千谷税務署 小千谷市東栄1丁目5番24号 TEL0258-83-2090

6 その他

1. 受付印の送付を希望される場合は、送付先を記載したハガキ又は切手を貼った返信用封筒を同封してください。封筒の場合は、受付印を押す受付票や申請書の写しなどもあわせて同封してください。
2. 申請内容に変更が生じた場合及び廃業等の事由が発生した場合は、20日以内に変更届出書・廃業等届出書を提出してください。また、参加資格の承継は、承継申請書を提出してください。